

# 蒲郡市民病院臨床研修管理規程

## 1 目的

- 1.1 この規程は蒲郡市民病院において、初期臨床研修（以下「臨床研修」という。）を適切かつ円滑に行うことを目的として、必要な事項を定めるものとする。

## 2 臨床研修医の身分等

- 2.1 臨床研修を行うことができるのは、医師免許を有し、当院の規定に基づく選考を経て臨床研修医（以下「研修医」という。）として採用された者とする。
- 2.2 当院の研修医の身分および処遇については、蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に定める。
- 2.3 研修医の組織上の所属は臨床研修センター（以下「研修センター」という。）とする。

## 3 研修医の募集・採用

- 3.1 研修医の採用は、当院の募集要項に基づき実施される採用試験の選考結果、及び医師臨床研修マッチングの結果を受け、管理者が決定し受験者に通知する。なお、病院長、臨床研修管理委員長・副委員長、看護局長、事務局長、コ・メディカル代表、その他病院長の任命する者を採用試験の選考委員とする。
- 3.2 評定は、以下の点について、5段階評価を行なう。また、他の研修病院への併願状況、当院後期研修医への進学希望、地域への定着予想等を考慮して総合判定し選考する。
  - (1) 積極性
  - (2) 社会性
  - (3) 判断力
  - (4) 表現力
  - (5) 態度
- 3.3 病院見学中の各科上級医の評価を参考とする。
- 3.4 研修医の募集については、医学部学生の関心を喚起すべく、ホームページで募集するほか、年数回程度の病院説明会を開催するなど、常に募集定員のフルマッチをめざすこととし、中長期的には募集定員が増加するよう努力する。

## 4 研修医の研修期間

- 4.1 研修医の研修期間は原則2年間とする。

## 5 組織・運営

- 5.1 臨床研修の実施や評価及び研修医の募集に関する業務を統括する部門は、研修センターとする。
- 5.2 臨床研修プログラムが基本理念に沿って実施され、研修医が研修の到達目標を円滑に達成できるようにするため、臨床研修管理委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

## 6 研修の内容

- 6.1 臨床研修の内容は、臨床研修省令の趣旨に沿って作成された蒲郡市民病院臨床研修プログラム（以下「プログラム」という。）による。
- 6.2 研修はプログラムに規定された内容を中心とし、ほかに委員会が認める様々な活動を通して医師として有用な社会経験を積むことができる。

## 7 プログラム責任者

- 7.1 プログラム責任者は、蒲郡市民病院に所属し、プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修医に対する助言、指導その他の援助を行う。
- 7.2 プログラム責任者は、医療研修推進財団の主催するプログラム責任者養成講習会を受講した者の中から院長が任命する。
- 7.3 プログラム責任者は、プログラムごとに内容に適した期間を設定し、研修開始時及び変更時には、それぞれの診療科指導医・研修実施責任者に報告する。
- 7.4 プログラム責任者は、目標が達成できるよう必要に応じて臨床研修プログラムを評価・調整及び改善する。

## 8 副プログラム責任者

- 8.1 副プログラム責任者は、蒲郡市民病院に所属し、プログラム責任者の行う研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修医に対する助言、指導その他の援助を補佐する。
- 8.2 副プログラム責任者は、医療研修推進財団の主催するプログラム責任者養成講習会を受講した者の中から院長が任命する。

## 9 研修実施責任者

- 9.1 協力型臨床研修病院および臨床研修協力施設の管理者またはそれに準ずる者は、臨床研修実施責任者として当該病院または当該施設において研修医が研修を行う期間の全体的責任を負う。

## 10 指導医

- 10.1 指導医は、常勤医で卒後7年以上の臨床経験を有し厚生労働省の定める指導医養成講習会を修了した者とし、院長が任命する。その期間は退職等までとし、不相当と判断した場合は任命を中止する。
- 10.2 指導医は、研修医による診断および治療行為とその結果について直接の責任を負う。研修医は指導医のもと担当医として診療にあたり、研修医が記録した診療録は必ず指導医が記載内容を確認し電子カルテ上で認証する。また指導医は、研修医が作成した診療計画の評価・実践に際しアドバイスする。
- 10.3 指導医は、担当する分野における研修において、研修医の研修目標が達成できるよう指導し、研修終了後に研修医の評価をプログラム責任者に報告する。

- 10.4 指導医は、研修医の身体的、精神的変化を観察し問題の早期発見に努め、必要な対策を講じる。
- 10.5 指導医が不在の時は、その指導する内容について十分な経験と指導能力のある上級医が研修医の指導を行う。
- 10.6 指導医は、週1回以上研修医と面接し、研修到達度を把握した上で研修内容を適正に改正する。
- 10.7 委員会は、研修医からの指導医に対する評価を参考にし、指導医としての能力の向上に努める。
- 10.8 指導医は、研修医の診療全般における責任を負う。特に医療事故発生時は伴に責任を負う。
- 10.9 指導医は、臨床研修センターからの報告等により、評価結果が不十分と判断した場合、適切に研修の延長、追加を行うことができる。

## 11 上級医

- 11.1 上級医は研修医より臨床経験の長い医師とする。指導医の指導監督下で研修医を直接指導する。
- 11.2 指導医が不在の場合に最上級医は指導医の代わりを務める。
- 11.3 1年次がカルテ記載を行った場合は電子カルテシステムを利用して記載内容を確認する。
- 11.4 上級医の勤めと考え、任命は行わない。

## 12 指導者

- 12.1 指導者は看護師、薬剤師、診療技術員などの医師以外の病院スタッフで研修管理委員会の責任のもとで研修医の指導を行うものとする。
- 12.2 看護師は師長以上で看護局長推薦があること。薬剤師・診療技術員は主査以上で診療局長推薦があることとする。
- 12.3 任命は院長が行い、その期間は退職等までとする。不相当と判断した場合は任命を中止する。

## 13 臨床研修の評価

- 13.1 研修の評価は、臨床研修センターが行ない、各科ローテーション終了ごとに、研修医の自己評価、指導医と看護師からの研修医評価、及び研修医から診療科・各科指導医及び指導者に対する改善点・要望等を含めた評価を実施する。  
また年1回、研修医・看護師・プログラム責任者からの指導医評価と、指導者（看護師、コ・メディカル）からの研修医評価を行なう。
- 13.2 臨床研修について地域からの声に耳を傾ける為、地域住民・救急隊員へのアンケートの実施、及び管理委員会等での地域有識者の意見を常に伺う。
- 13.3 評価のフィードバックは研修センターが行う。

## 14 研修医の業務

### 14.1 研修医は、以下の業務を行う。

#### (1) 病棟業務

研修医は、指導医のもと診療に従事する。診療にあたっては主治医が決定した診療計画または主治医とともに決定した診療計画に基づき積極的にこれを行う。研修医の指示を受けた看護・薬剤・その他職員は、研修医の指示に疑問がある場合は当該研修医並びに指導医にこれを確認する必要がある。診療科以外の部門では、指導者のもとで研修を行うこともある。

主治医の患者あるいは家族に対する診療計画、手術に関する説明、インフォームドコンセントに関し、立ち会う必要がある。

病歴、サマリー手術要約などの作成。

臨終に際し、立ち会う事とする。

研修医は各種チーム医療の構成員となる。

#### (2) 救急外来

研修医は、当直マニュアルに従い、原則として当直医、または指導医・上級医の指導のもと、救急外来での診療・当直業務を行う。

#### (3) 一般外来

研修医は、指導医の監督のもと一般外来診療に従事する。

#### (4) 手術室・血管造影室・内視鏡室等

研修医は、術者の指導のもと助手として手術・検査に参加する。また、症例によっては指導的助手の指導のもと、手術・検査の術者としても参加する。

#### (5) 各科勉強会、横断的カリキュラムへの出席

研修医は、各科カンファレンス、抄読会、合同C P C、救急症例検討会各種横断的カリキュラム等に参加し、記録を保持すること。

#### (6) 各種委員会への参加

研修医は、研修センターの指定する各種委員会にオブザーバーとして参加しなければならない。

研修医代表が医療安全に関する委員会に参加する。

#### (7) 院内各種講演会への出席

研修医は院内で行われる安全管理を含む、各種講演会へ可能な限り出席することとし、この出欠状況は研修センターが管理する。

#### (8) 各種手技の経験

研修医は厚生労働省の定める臨床研修到達目標を達成するために必要な各種手技を指導医（上級医）の監督・実証のもとに行なうものとする。

#### (9) 診断書等の作成

研修医は受け持ちの患者に関する各種診断書（死亡診断書を含む）を作成し、入院患者に関しては退院後速やかに入院サマリーを作成し、指導医の認証を受けなければならない。

#### (10) その他

研修医は、N S T、防災訓練、予防接種等、病院または研修センターが定める業務、行事等に従事しなければならない。また研修医は、臨床研修プログラムに沿った勤務以外を行ってはならない。

## 15 医療安全

- 15.1 医療安全については、医療安全管理室が統括している。研修医は医療安全対策マニュアルおよび院内感染対策マニュアルに従い、インシデント、アクシデントについて確実に報告をし、フィードバックを受ける。
- 15.2 医療事故発生時、研修医は速やかに指導医に連絡し、医療安全管理部に報告しなければならない。
- 15.3 医療事故時の責任は主治医、指導医が伴に担う。
- 15.4 研修医が関わる医療事故の公表は医療安全管理部運営規定に従う。
- 15.5 研修医は、医療安全マニュアルに基づき、医療安全訓練・研修に参加する。

## 16 健康管理

- 16.1 研修医は次に定める健康診断等を受けなければならない。
  - (1) 定期健康診断
  - (2) 特殊勤務者に求められる健康診断（法の規定によるもの）
  - (3) 必要と認められる感染症に関する抗体検査等
  - (4) 伝染病等により臨時に必要な健診および予防接種
- 16.2 院長は健康診断の結果、異常が認められた場合には、状況に応じて当該研修医に対してサービスの軽減または休養等を命じ、健康保持に必要な措置をとらなければならない。

## 17 臨床研修修了認定

- 17.1 臨床研修管理委員会委員長（以下「委員長」という。）は、定められた研修期間の終了に際し委員会を開き修了認定のための評価をしなければならない。
- 17.2 院長は、委員会からの評価および、臨床研修省令施行通知に規定する臨床研修の修了基準に従い、当該研修医が研修を修了したと認める場合には所定の臨床研修修了証を交付する。
- 17.3 研修修了を認められないと判断された場合には、その理由を文書で研修医に通知し原則同一プログラムで引き続き研修を行うこととする。

## 18 研修の休止（未修了、中断）

- 18.1 臨床研修における休止期間については、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（以下、「施行通知」という。）において、研修期間を通じて90日を上限とすることとされている。休止期間が90日を越える場合の取扱いについては、以下のようにする。

研修休止または中止する理由として認めるものは、妊娠、出産、育児、傷病等の理由、研究、留学等の多様なキャリア形成のため、又はその他正当な理由を想定している。臨床研修を長期にわたって休止する場合においては、(1)(2)のように、当初の研修期間の終了時に未修了とする取扱いと、臨床研修を中断する取扱いとが考えられること。また、臨床研修を中止する場合に

においては、(2)のように、臨床研修を中断する取り扱いが考えられること。なお、未修了や中断に関する基本的な考え方、手順等については、施行通知による。

#### (1)未修了の取り扱い

ア 当初の研修プログラムに沿って研修を行うことが想定される場合には、当初の研修期間の修了時の評価において未修了とすること。原則として、引き続き同一の研修プログラムで研修を行うこと。

なお、休止日数が臨床研修における休止期間の上限である90日を越える場合には、90日を越えた休止日数分以上の日数の研修を行うこと。

イ 未修了とした場合であって、その後、研修管理委員会から中断の勧告又は研修医から中断の申出を受け、管理者が臨床研修の中断を認める場合には、その時点で臨床研修を中断する取扱いとすること。

#### (2)中断の取扱い

ア 研修管理委員会から中断の勧告又は研修医から中断の申出を受け、管理者が臨床研修の中断を認める場合には、その時点で臨床研修を中断する取扱いとし、研修医の求めに応じて、研修医に臨床研修中断証を交付すること。

なお、臨床研修の中断の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修医およびプログラム責任者や他の研修指導関係者と十分話し合い、当該研修医に関する正確な情報を十分に把握するとともに、同一病院で再開予定か、病院を変更して再開予定かについても併せて検討すること。

イ 臨床研修を中断した場合には、研修医の求めに応じて、臨床研修の再開の支援を行うことを含め、適切な進路指導を行なうこと。

ウ 臨床研修を再開する病院においては、臨床研修中断証の内容を考慮した臨床研修を行うこと。（「施行通知」に従い、平成27年2月24日付医政医発0224第1号厚生労働省医政局医事課長通知を参考とする。）

### 19 研修記録の保管

19.1 研修医に関する以下の記録は、当該研修医が初期研修を修了または中断した日から永久保存する。

(1) 氏名、医籍の登録番号及び生年月日

(2) 修了し、または中断した臨床研修に係る研修プログラムの名称

(3) 臨床研修を開始し、及び修了し、または中断した年月日

(4) 臨床研修を行った臨床研修病院（臨床研修施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては、臨床研修病院及び臨床研修協力施設）の名称

(5) 修了し、または中断した臨床研修の内容および研修医の評価

(6) 臨床研修を中断した場合にあっては、臨床研修を中断した理由

19.2 研修記録に関しては、臨床研修センター長のもとで適切に管理され、必要に応じて閲覧できるものとし、閲覧により知り得た個人情報他にはならない。

## 20 研修中の相談、心のケア

- 20.1 研修医の悩み相談は研修センターで対応する。
- 20.2 研修センターは必要に応じて指導医や精神科医師と連携し、研修医をサポートする。

## 21 研修修了者の追跡確認

- 21.1 研修センターは、臨床研修修了者の現在の勤務先および連絡先について3年に1回調査を実施し、必要に応じて援助する体制を作るよう努力する。

## 22 その他

- 22.1 本規程に定めのない事項については、委員会の審議・承認を経て決定するものとする。

## 附則

- この規程は平成24年12月19日から施行する。
- この規程は平成26年3月19日から施行する。
- この規程は平成26年11月5日から施行する。
- この規程は平成27年3月19日から施行する。
- この規程は平成27年12月22日から施行する。
- この規程は平成28年3月22日から施行する。
- この規程は平成29年4月1日から施行する。
- この規程は平成30年4月1日から施行する。
- この規程は平成31年4月1日から施行する。